

フランス・アキテーヌ州の 沿岸リゾート整備

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 085 (MAY27,1994)

目 次

はじめに	1
導入：ここ 20 年間の沿岸地域開発政策	3
沿革：アキテーヌ沿岸地域整備省庁間特務機関による整備の経緯	5
1. 準備期間：1970－1974	14
1) アキテーヌ沿岸地域整備の基本構想	14
(1) アキテーヌ沿岸地域整備省庁間特務機関による観光開発の指導 ...	14
(2) アキテーヌ沿岸地域観光の広報活動	17
(3) 中間所得者層向けの観光開発	17
2) 整備に係る土地政策	18
3) 社会資本の先行整備	19
2. 整備期間：1975－1988	21
1) 1975年から1984年まで	21
2) 1985年から1988年まで	24
(1) 地方分権化改革の影響	24
(2) 整備継続のための優先順位	24
3) 整備主要単位における整備の開始	25
4) 整備の状況	27
(1) ケース・スタディ：整備主要単位9の整備状況	27
①各観光拠点の整備状況	27
・オスゴルーカップブルトン	27
・ポールダルブレ	30
・モリエッツ	32
・メサンジュ	32
②カップブルトンにおける協議整備区域による沿岸地域整備.....	34

(2) 整備主要単位 1～8 の整備状況	44
・ 整備主要単位 1 : ル・ヴェルドン、スラック	44
・ 整備主要単位 2 : ウルタン、ノジャック	45
・ 整備主要単位 3 : カルカン、ラカノ	48
・ 整備主要単位 4～6 : アルカッション湾周辺	49
・ 整備主要単位 7 : ビスカロス、サンギネ	51
・ 整備主要単位 8 : ミミザン	52
(3) 伝統的沿岸観光地の高価値化	53
3 特務機関の投資、観光宿泊施設・観光客数の増加、特務機関以降の沿岸地域整備	57
巻末地図	63
参考文献	68

はじめに

ここに紹介するのは、フランスの大西洋岸、アキテーヌ州の沿岸リゾート整備である。アキテーヌ州（面積4万1千㎡、人口285万人）はワイン生産で有名なボルドーを中心とした地域であり、大西洋岸に面した300kmの海岸線を有している。

1960年代までのこの沿岸地域は、年率約5%と言われる観光客数の増加により観光開発にともなう自然環境の破壊にさらされる地域と、ボルドー生れの作家モーリアックが「テレーズ・デスケール」の舞台としたような松林に囲まれた閉塞した沿岸の町村に分化していた。

1970年代にアキテーヌ沿岸地域省庁間特務機関の先導によりはじまった当沿岸地域整備の行政側から見た必要性を判りやすく要約すれば、「①乱開発に秩序をもたらし、②観光により沿岸部に均衡のとれた経済的發展を招来し、③中間所得者層のバカンス需要に応える」の三点になろう。もちろん省庁間特務機関は、このように必要性を限定して示すことは避けているが、アキテーヌ州へ現地調査へ赴き、州の関係者、コミューン（市町村）の都市計画担当者からの情報収集を通して、この三点は、国（省庁間特務機関）、州、県、市町村を沿岸地域整備に取り組ませた主要な課題になっているとの印象を受けた。

省庁間特務機関がその役割を終えた現在でも、地方自治体、混合経済会社（いわゆる第三セクター）、民間資本などにより、沿岸地域整備が進行している状況を見ると、着手から20年以上経った現在でも上記のような本来の行政的課題が見失われていないことが、この地域整備を今なお着実に誘導しているように思われる。

また、事業レベルにおいては“接ぎ木”による“開発の芽”という考え方が貫かれている。すなわち、地方自治体は、省庁間特務機関からの財政的補助を活用しつつ施設整備（“接ぎ木”）を行うが、それらは民間資本による開発の進展に秩序をもたらし、より理想的な地域整備のあり方へ誘導するもの（“開発の芽”）という整備思想である。この考え方を実施するに当たっては、しばしば都市計画の一手法である協議整備区域が採用されている。“接ぎ木”によって形成される“開発の芽”によりしかるべき地域整備を準備しつつ、開発業者をはじめとした民間資本の参入を促して行ったわけである。

なお、当省庁間特務機関の先導により実施されたアキテーヌ州の沿岸地域整備は、ジロンド県及びランド県を対象にしたものと、ピレネー・アトランティック県（バスク地方）を対象にしたものに分かれるが、このレポートにおいては、この州の海岸線延長の9割近くを含む前者の地域整備に焦点を絞って紹介した。

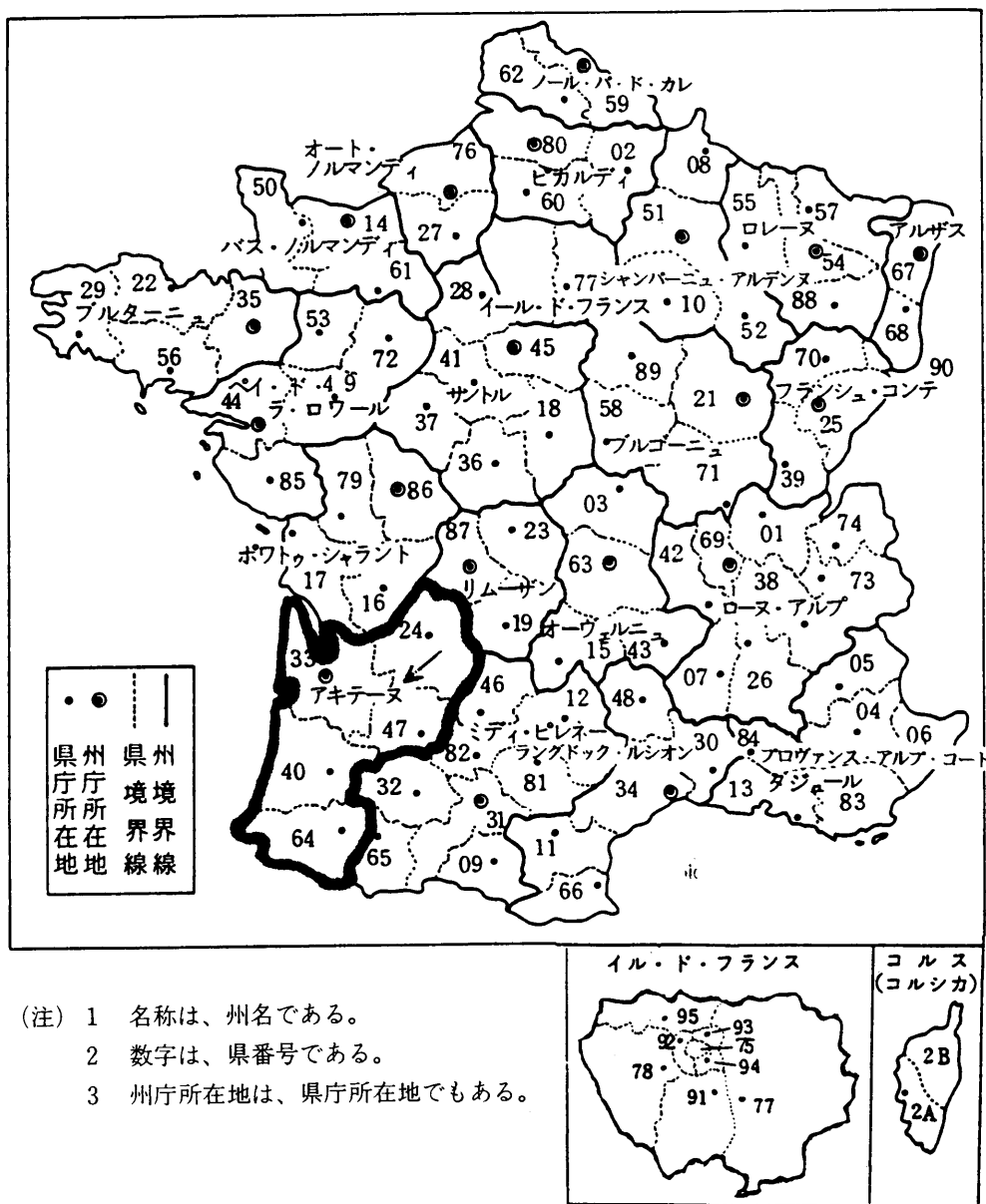
当レポートがリゾート開発等の沿岸地域整備に携わる方々の参考となれば幸いである。

なお、このレポートは（財）自治体国際化協会パリ事務所において、松田聡同事務所長指導のもとに松岡昭所長補佐が作成したものである。

アキテーヌ州位置図

当州は次の5つの県よりなる。

- ドルドーニュ県 (県番号24)
- ジロンド県 (県番号33、州庁所在地ボルドーを含む)
- ランド県 (県番号40)
- ロット・エ・ガロンヌ県 (県番号47)
- ピレネー・アトランティック県 (県番号64)



- (注) 1 名称は、州名である。
 2 数字は、県番号である。
 3 州庁所在地は、県庁所在地でもある。

導入：ここ20年間の沿岸地域開発政策

沿岸地域は長いこと、自由な地域と見做されてきており、その活用に際し少しも問題を生じることはなかった。しかしながらこの地域は、一方でたとえば海水浴場や沿岸の松林などの自然環境を保全する必要があるとともに、他方でリゾート開発のため自然環境に人為的な手を加えなければならない必要も生じてきて、往々にして両立困難な状態に陥りがちになってきた。こうした状況は、政府に、沿岸地域の将来を熟慮するよう、また開発の秩序づけられた管理を方向づけるよう、促した。

かくして1971年5月13日の国土整備省庁間委員会（Comité Interministériel d'Aménagement du Territoire :C.I.A.T.）は、フランスの地域整備に関する総合的な計画策定のための研究の一環として、『沿岸地域に関する長期的見地に立ったレポートを作成する研究グループ』の創設を決定した。もちろんこの研究グループの創設に先立つ1960年代にも、国家レベルにおいて沿岸地域整備に関する4つの機関、すなわち沿岸地域観光整備省庁間委員会（Comité interministériel pour l'aménagement touristique du littoral）とラングドックルシオン、コルシカ、アキテーヌの3つの州に特務機関が創設されていた。しかし、これらの機関の60年代における役割は、観光の分野に限られたものであった。

ミシェル・ピカールを中心とする研究グループにより作成された報告書は1973年11月、ピカール・レポート(le rapport Piquard)として公にされた。このレポートは総合的な視点から、沿岸地域整備の問題を取り上げた最初のものであり、次の3章より構成されていた。

- ・ 地勢的見地、経済的見地からとらえた沿岸部の現況報告と景観保護に関する活動の効果について報告した第1章。
- ・ 今後、沿岸部において変化してくる要因の調査について報告した第2章。
- ・ 上記2点を踏まえた総合的な分析、「奥行きを持った沿岸整備(l'aménagement en profondeur)」に関する政策の提言からなる第3章。

このうち「奥行きを持った沿岸整備」の政策は、沿岸地域を内陸の後背地、近海、大陸棚を含む幅数キロメートルの地帯により構成されたものとしてとらえ、『過密な沿岸部と過疎の内陸の後背地間の際立った差異をなくし、これら二つの地域における人口密度、経済力、地方自治体の財政力、地価などの格差を解消する』ことを目的としていた。そして、この政策を成功に導くためのポイントとして、当レポートは次の3点をあげている。

- ・ 先ず第一に、沿岸部及び内陸の後背地において幅広く施設整備を行うこと。
- ・ 第二に、内陸の後背地の観光を沿岸部へのアクセスを改善するという視点から独立させ、内陸部において積極的な観光拠点の設置を行うこと。

- ・ 第三に、土地占用計画を策定し、施設の配置の前提となる土地利用のあり方を組織化すること。そして財政上の能力があり、広域的な施設の整備と管理を行うことができる多目的市町村事務組合などの広域行政組織あるいは混合経済会社の設立により、合理化された公益事業を行うこと。

以上の3点を実現するために、当レポートは、沿岸保全機関(Conservatoire de l'espace littoral et des rivages lacustres)の創設、余暇・自然拠点(bases de loisirs et de nature)の設置、大規模な施設のための沿岸部の使用に関するいくつかの調査研究、生態学上の専門的な協議、土地占用計画策定のための市町村間の協力、海浜の適性と利用に関する大綱(Schémas d'Aptitude et d'Utilisation de la Mer)に関する実験的な調査研究、地域整備のための関係職員の永続的な研修を提唱した。

ピカール・レポートの提言を受けて、政府は、国土整備省庁間委員会を通して、前述の「奥行きを持った沿岸整備」及び沿岸地域整備における地方自治体相互の協力を推奨した。また政府は1975年7月10日法により沿岸保全機関(※注1)の創設を決定し、さらに、海浜の適性と利用に関する大綱の策定、余暇と自然の沿岸基地(Bases Littorales de Loisirs et de Nature; BLLN)の実施を決定した。

こうした沿岸部を管理する歩みは、制度面においても行われ、さまざまな通達の適用、1979年8月の指導要項、都市計画の権限を市町村に委譲した1982年のいわゆる地方分権化法により、具体化された。そしてついには1986年1月、はじめて沿岸部の政策に法律上の意義を与えた「沿岸法」が制定された。この法は、従来、海浜に該当する部分を定義する視点、海辺の公有財産という観点からとらえられていた沿岸地域に、自然環境の保全、大規模な都市化のコントロールなどの時代の要請に応えるための新たな視点を取り込み、法制化をしたものである。

※注1

この機関の役割は、砂丘、森林、湿地帯、荒れ地、断崖、灌木地帯、石灰質の乾燥地帯などのような、沿岸地域及び湖岸地域の、自然環境が破壊されやすく、また破壊の危機にさらされている区域を買い取り保護することにある。なお、これらの区域は、自然環境の保護と両立する限度内で、公共に開放される。

ちなみに、アキテーヌ州内に関しては、1976年度から1992年度第1四半期までに、当機関が取得した土地は、24件、1,998haであり、件数で全国の1.2%、面積で5.5%となっている。アキテーヌ州の300kmの海岸線が、国内の海岸線延長5,500kmの約5ないし6%に相当することを考えると、取得された土地の面積割合からして、平均的な保護活動を行ったものといえる。

沿革：アキテーヌ沿岸地域整備省庁間特務機関による整備の経緯

○ アキテーヌ沿岸地域整備省庁間特務機関

当沿岸地域整備の推進に向けて、1967年10月20日のデクレにより、ラングドックシオンの省庁間特務機関をモデルにして、アキテーヌ沿岸地域整備省庁間特務機関(Mission Interministérielle pour l'Aménagement de la Côte Aquitaine; M.I.A.C.A. 以下、特務機関と略す)が創設された。

上記デクレによる特務機関の当初の任務は、「沿岸部の観光開発の一般的条件及びアキテーヌ沿岸地域整備の全体的な計画及びその実施方法を決定し、国、公共的団体、地方自治体、国の援助を受けているかあるいはその指導のもとにある機関による計画の実施状況をフォローする」ことにあった。

特務機関が、その実質的な活動を開始するのは、内閣総理大臣の意向により、独自の予算が創設された1970年からである。特務機関は、沿岸地域整備に係る計画の策定、実施状況調査を実施すると同時に、国、州とは独立した予算の流れにより、市町村の公共事業を補助していくことになる。(次頁 表1 参照)

なお、1988年時点での特務機関の体制は以下のとおりである。

● 特務機関の長 及び 専属秘書

－事務局長

－地域担当責任者 2名

－専門分野担当責任者 4名 (・都市計画、整備、土地政策担当責任者
・自然保護区域整備・管理、自然景観諮問担当責任者
・経理、財務運営・調査担当責任者
・広報広聴計画担当責任者)

－技術係 (製図、写真)

－秘書、経理、資料係

職員15名、うち管理職8名、非管理職7名

(1988年時点)

1970年度から1988年度までの特務機関の予算及び当機関関連の事業に係る
市町村予算、計画契約にもとづく国・州予算の推移（名目フラン）

年 度	特務機関	市町村	国・州
1970	13,730,000	5,000,000	4,000,000
1971	28,000,000	14,000,000	8,000,000
1972	40,000,000	14,000,000	12,000,000
1973	41,500,000	17,000,000	17,000,000
1974	45,000,000	40,200,000	30,000,000
1975	40,450,000	40,450,000	36,000,000
1976	59,000,000	59,000,000	52,000,000
1977	55,000,000	55,000,000	49,500,000
1978	48,620,000	48,620,000	43,000,000
1979	53,242,000	53,242,000	49,000,000
1980	58,210,000	58,210,000	51,970,000
1981	47,955,000	47,955,000	55,042,000
1982	36,000,000	36,000,000	41,250,000
1983	30,000,000	30,000,000	32,250,000
1984	36,000,000	36,000,000	25,000,000
1985	35,400,000	35,400,000	32,900,000
1986	35,400,000	35,400,000	24,675,000
1987	35,334,000	35,334,000	20,354,000
1988	35,350,000	35,350,000	18,850,000
総計	774,191,000	696,161,000	602,791,000

* 日本円に換算する場合の一つの目安として、フランス・フラン／円の為替レート
（12月の月間平均値）は次のとおり。

1970年 1フラン＝64.82（固定相場制）

1975年 1フラン＝69.03

1980年 1フラン＝46.52

1985年 1フラン＝26.77

（東銀外国為替相場年表より）

ちなみにこれを単純平均すると1フラン50円程度になる。

○ 整備の経緯

特務機関が、その実質的な活動を開始するのは、先に述べたように、内閣総理大臣の意向により、独自の予算が創設された1970年からである。

1970年から1988年までの特務機関の活動は、次の2つの期間に分けられる。

1. 1970年から1974年にかけての準備期間

この期間には

- ・ アキテーヌ沿岸整備の全体的なテーマが決定された（具体的には下記のとおり）。
- ・ 整備用地に関する積極的な政策が開始された。
- ・ 施設の（ことに沿岸の市町村のその方面での遅れを取り戻す公衆衛生に係る）重要な工事がなされた。

2. 1974年から1988年にかけての事業実施期間

この期間には、最初の観光拠点の施工、中間所得者層向け観光(tourisme social、文脈によっては大衆観光と訳している箇所あり)の発展計画及び環境保護計画の策定により、整備大綱が実施に移され、これと平行してアキテーヌ州内陸部観光振興案も策定された。

1984年は、さらに、国により実施に移された地方分権化改革の枠組みの中で、特務機関の将来に関する検討と協議が行われた。これらの協議は国とアキテーヌ州間の計画契約の変更に関する1984年12月12日の署名及び1985年4月19日のデクレによる新体制の特務機関（ここでは州議会議長と州議会の5名の議員が加わることにした）の創設に達した。この新しい特務機関の活動期間は1988年12月31日までと定められた。

なお、上記の準備期間、事業実施期間の分け方は、特務機関による最終報告書によっている。

しかしながら、準備期間内にも下水道整備事業などの社会資本整備に財政的援助を行っているし、事業実施期間にも1976年2月の国土整備省庁間委員会による中間所得者向けの観光政策の承認などに関わっている。

したがって、1974年を境に2つの期間に分けられていることは、この時期に中心的業務が準備的なものから事業実施的なものに移行してきたという意味あいである。

○ 整備大綱の基本理念・実施規範

1970年12月17日の国土整備省庁間委員会により承認された、ジロンド県、ランド県における整備大綱の基本理念・実施規範は次のとおりである。

1 基本理念

- (1) 整備主要単位(Unité Principale d'Aménagement:UPA)と自然均衡維持区域(Sécteur d'Equilibre Naturel:SEN)を交互に配置する。

(2) 既存の市街地に新計画地を“接ぎ木”する。

(3) アキテーヌ州の景観の3要素である“海”、“内陸湖”(p 13 図面3 参照)、“松林”との関係に留意した整備をする。

(4) アルカッションとバスク地方に“緩衝緑地(Coulée Verte)－複数の市街地がその拡大により連結することを防ぐため、それらの間に整備する緑地－”を配置する。

2 実施規範

(1) アキテーヌ人による地域整備。

(2) アキテーヌ州を多くの人に開放する。

○ 対象地域

特務機関の主要な対象地域は、アキテーヌ州の沿岸地域であり、①ジロンド県、ランド県のアキテーヌ沿岸整備、②バスク地方、アドゥール河下流域の整備(※注1 参照)の2つの整備がこれに当たる。

しかし、特務機関の関わった整備は、沿岸地域にとどまらず、その設立の当初から③ランド・ガスコーニュ州立自然公園(※注2 参照)の建設に携わっているし、また1980年以降は④内陸部の観光整備にも着手しており、特務機関による投資は州内の全県(5県)に及んでいる。

したがって、特務機関自体、その対象地域を限定することはしていないため、対象地域を分類することはあまり意味をなさないが、当レポートにおいて詳述していく①ジロンド県、ランド県のアキテーヌ沿岸整備について整理すれば以下ようになる。

ジロンド県、ランド県のアキテーヌ沿岸整備の対象地域について、対象地域は9つの整備主要単位と7つの自然均衡維持区域に分けられる。

整備主要単位については図面1(p 11)のとおり区域が限定されている。しかし整備主要単位を取り巻く一連の自然均衡維持区域は、その趣旨からしてそれぞれの区域ごとの境界は定められていないし、またその及ぶ範囲も限定されていない。したがって、対象地域の範囲(=この自然均衡維持区域の及ぶ範囲)は、あえて限定されていない。

沿岸地域整備の及ぶ範囲として特務機関により図面として作成されたものを提示するとすれば、特務機関の参画のもとに都市整備基本計画(Schéma Directeur d'Aménagement et Urbanisme:SDAU 策定権者は国)が策定された地域(図面2の太線から沿岸寄り部分)が上げられる。

都市整備基本計画の、長期的視点から都市整備の基本的方向づけを定める広域的マスタープランとしての目的からすれば、特務機関はこの図面により対象地域を限定してはいないが、この地域を対象地域として想定していたと言うことはできる。

※注1

バスク地方の自然・経済そして地域住民の特性は、ランド県・ジロンド県沿岸のそれらの特性とは全く性格を異にしている。したがって1974年3月14日の国土整備省庁間委員会によりバスク地方、アドゥール河下流域の整備大綱が承認された。

この大綱は、ビアリッツ、サン・ジャン・ドゥ・リュズを中心に、すでにかなり開発の進んでいたバスク沿岸地域の観光の発展を促進し、同時にコントロールするという目的を持っていた。

この大綱は、①沿岸部の市街地の都市構造を改良すること、②より早期に観光開発をバスク地方内陸部に波及させること、を意図しており、①については、次の3つの考え方に沿った事業が実施された。

- － 都市機能サービスと交通システムを強化する。
- － 残された自然の海岸線を保護する。
- － 新たな宿泊施設の増加を制限し、観光の最盛期間を延ばすことができる中間所得者向けの宿泊形態を、レジャー用港、ゴルフ場周辺などの大規模な観光施設の回りで奨励する。

※注2

州立自然公園は特務機関によって最初の実現された計画である。この公園は22市町村（巻末地図2、3の横縞線部分参考）を対象としており、混成事務組合(syndicat mixte)により運営されている。社会資本、宿泊施設、文化・教育・スポーツ関連施設などの重要な事業計画が実現された。

- － 民宿及びオスタンとサブルにおける2つのバカンス村（p22写真参照）の建設。
- － マルクゼのエコミュゼ（次頁解説参照）、リュクセイの樹脂生産の工房、ピソスの職人の家、レール川（ランド県を流れアルカッション湾に注ぐ）沿いの多くのレジャー提供サービス施設の実現。

各地に整備された民宿、キャンプ場、休息所、ピクニック・エリアのおかげで、当自然公園は、多くの観光客やハイカーの受入れが可能となった。またこの公園の建設に伴い、地方文化の復興も促された。（演劇、歌謡、アキテーヌ地方の伝統的な竹馬などの地域のグループが再構成された。）この公園は特に、地域の特徴を形成している環境に関する教育も提供している。ランド地方に関するエコミュゼには、毎年10万人の観光客が訪れており、うち1万人は就学児童である。

テイクの鳥類学公園は、平均して年8万人の観光客を受け入れている。

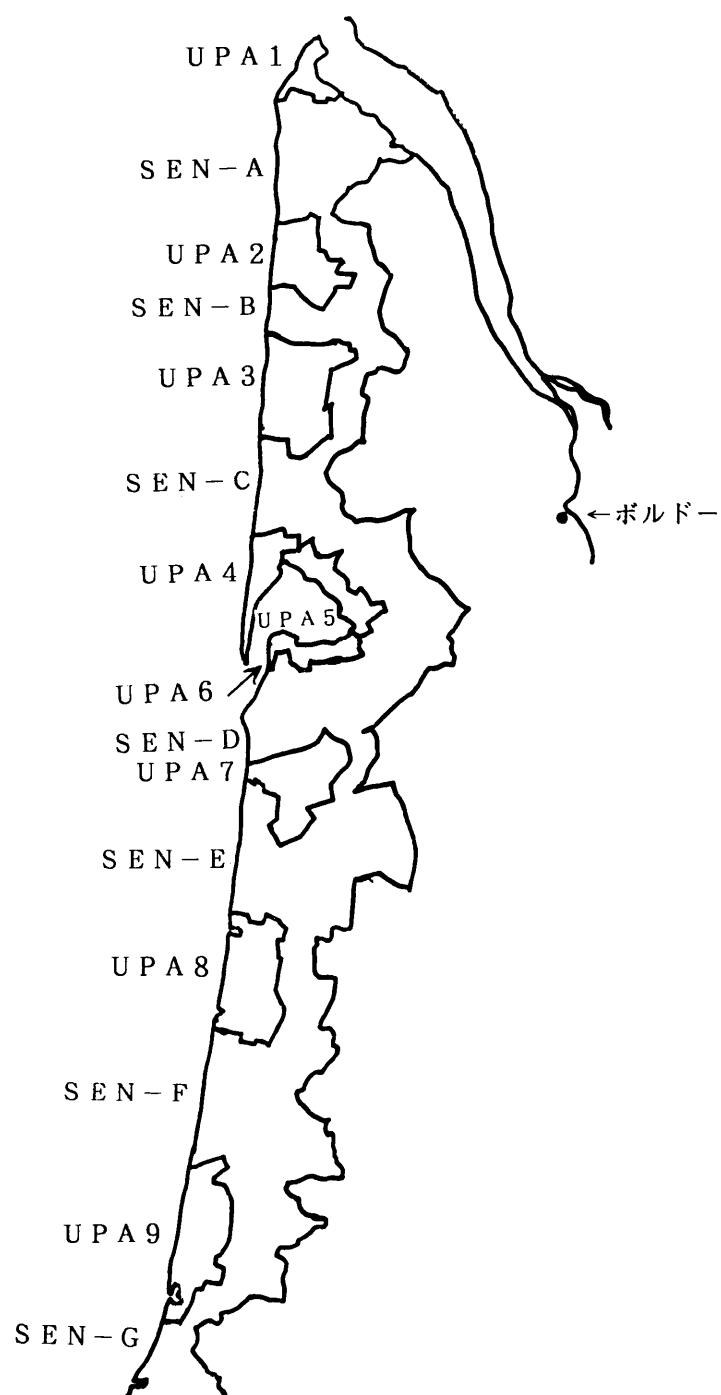
歴史的、文化的遺産の保存も実施されており、スペインの聖地サンティアゴ・デ・コンポステーラへ向かう街道沿いの教会の修復、民俗学的物品の調査、ビデオライブラリーの設立がなされた。

特務機関は、この公園の事業計画策定の段階から参画しており、財政的援助をもたらしながら、観光事業による農村地域の再生を援助するための刺激を与えた。

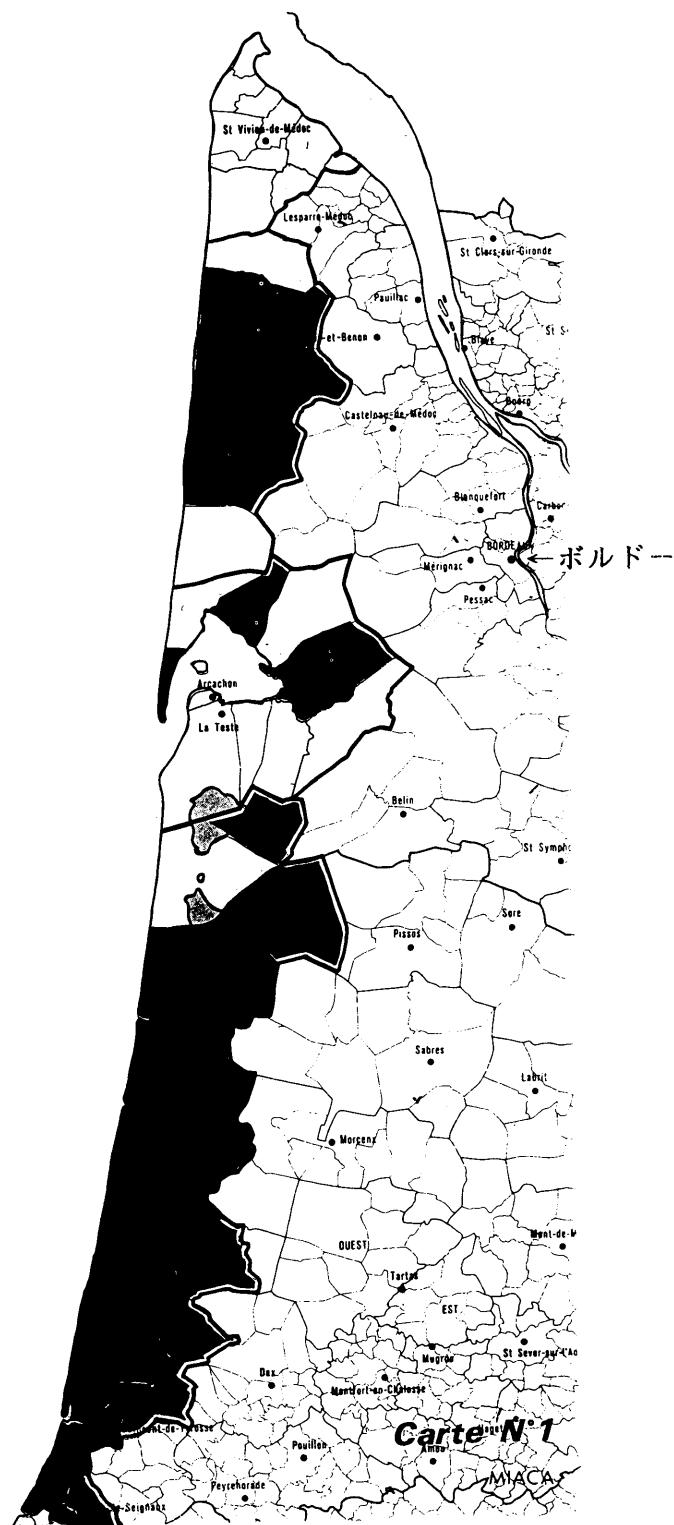
○エコミュゼ

エコミュゼ (écomusée) とは、直訳すれば、環境博物館であるが、原語のまま通用している。美術館が芸術的価値の高い作品を展示するのに対し、エコミュゼは地域の環境、民俗、生活、歴史、産業、工芸等を示す展示物（遺物、写真、模型、図表、文書、絵画等種々の資料）を展示する。在来型博物館が収集した諸資料を1か所に集積して展示するのに対し、エコミュゼは地域に根差した施設で中心的展示館のほか多くの展示館を備え、努めて現地（各遺物等の属する場所）で展示する。エコミュゼは住民のアイデンティティの自己認識を目的とし、地方公共団体が行う地域文化振興施策であり、フランスで1960年代末から始まり、世界的に普及しつつある。

整備主要単位（UPA）、自然均衡維持区域（SEN）配置図



外枠は図面2の都市整備基本計画の策定された地域。



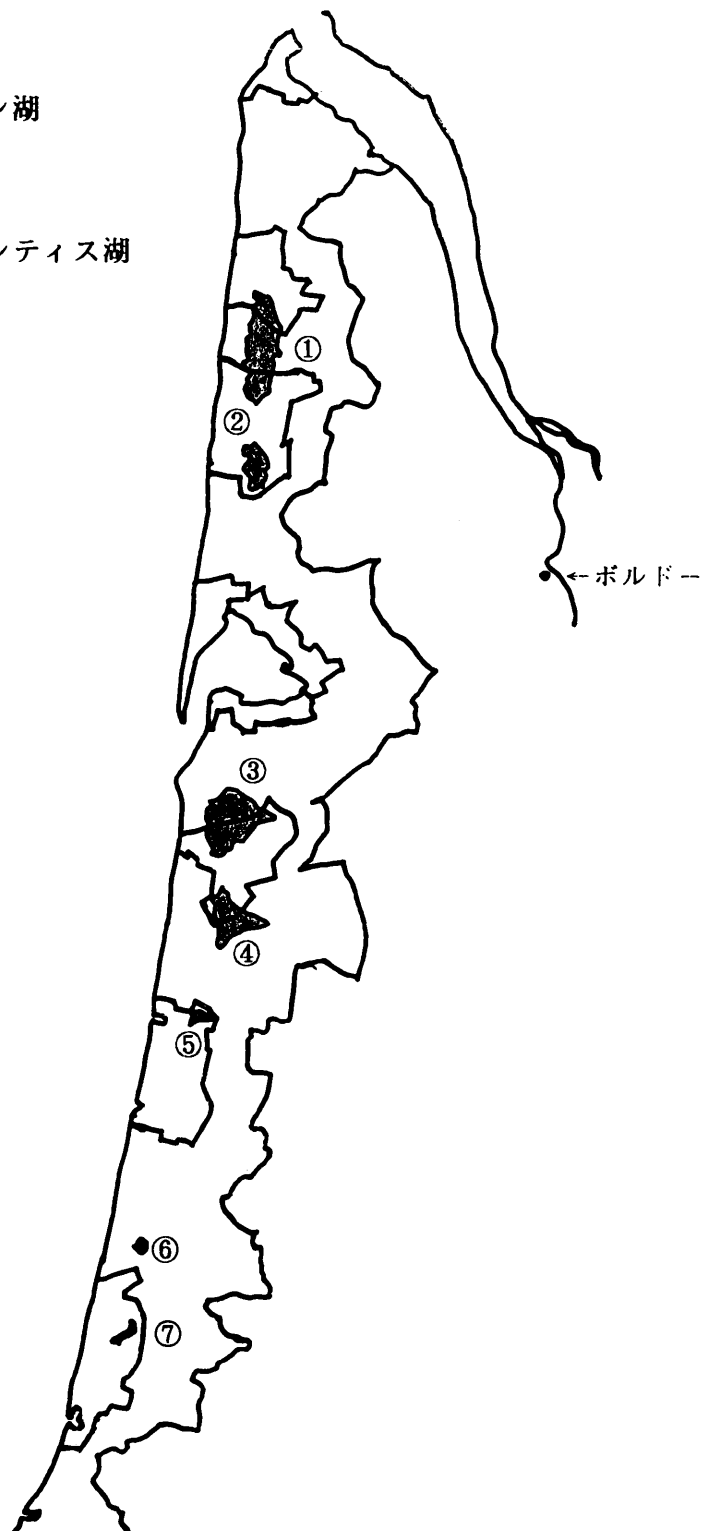
太線から沿岸寄り部分には、黒い区域と白抜きの区域があるが、白抜きの区域も都市整備基本計画の策定された地域である。（ちなみに色分けは、土地占用計画－後述－の策定状況を示している。）

なお、当地域に、ジロンド県、ランド県の海岸線は全て含まれている。

アキテーヌ州 内陸湖位置図

内陸湖（図面中黒塗り部分）は整備主要単位（前々頁図面1参照）における観光拠点でもある。

- ①ウルタンーカルカン湖
- ②ラカノ湖
- ③カゾーサンギネ湖
- ④ビスカロスーパランティス湖
- ⑤オーレイラン湖
- ⑥レオン湖
- ⑦スストン湖



1. 準備期間：1970－1974

1) アキテーヌ沿岸地域整備の基本構想

(1) アキテーヌ沿岸地域整備省庁間特務機関による観光開発の指導

戦後、アキテーヌへの観光客数の増加（年率約5％）により、この地域の自然環境は無秩序に占拠されるに至った。そして開発業者の事業に対して「自然環境の破壊されやすい地域」の保護のため何らの措置も講ぜられなかったのである。開発業者はアキテーヌ地方を「海」と「内陸湖」の機能においてしか捕らえておらず、著しく「自然環境の破壊されやすい地域」における基本的な環境を守ることを無視していた。

この自然環境の無秩序な占拠を食い止めるために、特務機関は、セニョス・ル・プノン（次頁写真、巻末地図5参照）の新しい観光拠点を除いて、すべてのプロジェクトにストップをかけなくてはならなかった。その時すでにセニョス・ル・プノンは、大規模に開発されており、特務機関は第一期開発地域（12,000ベッド）についてのみ完成を認めた。特務機関はまた、観光開発業者に興味を持たれ得る「自然環境の破壊されやすい地域」の全体的な凍結をもたらし、1970年12月にジロンド県、ランド県の地方長官により180,000ヘクタールが暫定長期整備区域（*pré-ZAD*）に指定された。これらの暫定長期整備区域は1974年、10年の期限で長期整備区域（*zone d'aménagement différé: ZAD*）に変更された。

ここで採用された長期整備区域及び暫定長期整備区域の概要は次のとおりである。

先ず長期整備区域であるが、これは国が区域を設定し、その区域内で指定の公布日から14年の期間について先買権を行使することができるものである。先買権者は、長期整備区域の設定行為によって、地方公共団体、一定の公施設法人、施業権を有する混合経済会社（*Société d'Economie Mixte*: いわゆる第三セクターの類）の中から指定される。先買の対象となる譲渡行為をしようとする者は、不動産所在地の市町村長に譲渡の予定価格および条件等を記載した譲渡意思の届出をしなければならない。先買権者は2箇月内に、権利を行使するか否かを決定しなければならない。

次に暫定長期整備区域であるが、これは長期整備区域の設定が提案されてから、実際に設定されるまでに、投機的な動きが生じ、地価が高騰するおそれがある場合、知事は長期整備区域の設定の発議後決定前に、アレテ（大臣、地方長官、市町村等による行政的立法措置の総称）により長期整備区域の暫定界域を設定し、当該区域内において国の名義で先買権を行使することができるものである。



写真：セニョス・ル・プノンの開発地域。分譲住宅（夏のバカンス、週末の利用、冬の避寒のための別荘目的のものである）の屋根が、道路のすぐ近くに見える。「モータリゼーションの到来に伴い車でのアクセスがしやすい60年代に流行した形態。」とはこの地域の開発を行った混合経済会社ランド県観光施設整備会社の話しである。

整備政策は、国土整備省庁間委員会(Comité Interministériel d'Aménagement du Territoire;C.I.A.T.)による多くの決定により策定された。その主な決定は以下のようなものである。

- － 1970年12月17日の国土整備省庁間委員会は、ジロンド県、ランド県における整備大綱(schemas d'aménagement)の基本原則を承認した。
- － 1972年4月20日の国土整備省庁間委員会は、ジロンド県、ランド県のアキテーヌ沿岸整備大綱を承認した。そして整備方策、実施計画、実施体制を承認した。
- － 1974年3月20日の国土整備省庁間委員会は、バスク地方、アルデュール河下流域の整備大綱を承認した。
- － 1974年12月12日の国土整備省庁間委員会は、特務機関の目的を確認し、その実現手段、土地政策、環境保護政策、設置すべき実施組織を明確にした。
- － 1976年2月23日の国土整備省庁間委員会は、中間所得者層向けの観光政策を明確にした。

これらの決定による具体的な整備政策は次のように要約することができる。

① 自然保護に関する厳格な政策：

- － 自然環境が保護されるべき広大な自然均衡維持区域(Secteurs d'Equilibre Naturel;SEN)により隔てられている整備主要単位(Unités Principales d'Aménagement;UPA)内での観光宿泊施設の集中化。
- － 全ての沿岸開発地区について公衆衛生に係る系統的な計画の実現。
- － 自然保護区(réserves naturelles)の設定。
- － 1973年3月の“アキテーヌ沿岸地域環境委員会(Comité pour l'Environnement de la Côte Aquitaine)”の設置。この委員会は、自然保護政策において、すべての事業を検討し、計画を策定し、特務機関に助言する能力のある国・州レベルの構成員を集めている。

② アキテーヌ州の景観の3要素である海、松林、内陸湖を根本的に結び付け、沿岸の既存の環境拠点のみには頼らない整備政策。

③ 既成市街地に改良を加えた上で「新しい整備」を接ぎ木することにより、開発を自然なものにするとともに市町村その他の団体が責任を取りやすくすること。

④ 承認された整備計画と一貫性を持った厳格な計画化(都市整備基本計画-Schéma Directeur d'Aménagement et d'Urbanisme:SDAU-及び土地占用計画-Plan d'Occupation des Sols:POS-の改定 次頁※注1参照)により都市化された地区の開発の抑制をコントロールすること。

⑤ 国の土地政策を引き継いだ地方自治体の土地政策、さらに「自然環境が破壊されやすい地域」に関しその後設けられた新たな手段(県または沿岸保全機関-Conservatoire du Littoral-の介入)に訴えた地方自治体の土地政策。

- ⑥ 中間所得者層向けの余暇の進展のために次の事業に重点的に予算を割り当てること。

ーバカンス村の建設

ージロンド県、ランド県におけるオート・キャンプ場整備プラン

※注1

都市整備基本計画は、長期的視点から都市整備の基本的方向づけを定める広域的マスタープランであり、1983年に整備基本計画（Schéma Directeur：SD）に発展的に制度改正された。また、土地占用計画は、都市整備基本計画の方向づけの枠内で定められる土地利用の一般的規則と、建築禁止を含む個別的利用規制を定めるもっとも重要な都市計画文書であり、私人に対して直接の拘束力を持つ。

（2）アキテーヌ沿岸地域観光の広報活動

（“自然”、“広大さ”、“開放性”、“多様性”の例証）

観光の分野における競争は厳しい。アキテーヌ州に観光地として発展する真の機会を与えるためには、競合関係にある州との差別化を図らなくてはならない。そしてこのために、アキテーヌ州は固有の名声を生み出し、いわゆる州独自のみやげ物を作り上げなくてはならない。

特務機関は、“自然”と“広大さ”と“開放性”と“多様性”の価値を明確にしながら、海と松林と内陸湖という三つの観光要素の独特の結合を見出し、またその歴史と生活様式により特徴のある内陸部への発展方法を考案した。これらの価値は、それをPRできるあらゆる手段（出版、会議、訪問、インタビュー、展示、映画、テレビ、コマーシャル）そしてとりわけ1979年の“名声（ノトリエテ；notoriété）”と呼ばれるキャンペーンにより絶えず喚起され増幅されたので、これらのうたい文句はフランスでも、北部ヨーロッパでもまたケベック（カナダ、フランス語圏州）やアメリカ東海岸の関心のある社会階層へも十分に浸透した。これらの価値は、州と県の観光協会により常に考慮に入れられており、これらは今や全ての広告キャンペーンの枠組みを提供している。

（3）中間所得者層向けの観光開発

観光地の乱開発を食い止めることにより1970年以前のアキテーヌ州観光の傾向と完全に袂を分かちながら、特務機関は中間所得者層向けの観光開発に重点を移した。

1976年2月23日の国土整備省庁間委員会は、建築される宿泊施設の30%は中間所得層の観光客のために確保されると規定しながら、アキテーヌ州観光の社会的使命を確認した。

2) 整備に係る土地政策

アキテーヌ沿岸の全域に渡る土地管理の統制を行うために、特務機関は、1970年より、180,000haの暫定長期整備区域(Pré-ZAD)を指定した。

その後、1974年12月には、整備実施に最低限必要な以下のような目的に使用される土地に限って40,000haの長期整備区域(ZAD)が指定された。

- － 整備事業の実施
- － 国有林内に予定された工事を実施するために必要な土地を譲り受けるための国に提供する代替用地を生み出すこと
- － 自然環境の保護
- － 土地占用計画地域内における予定された都市化の自然な進展

なお、この長期整備区域のうち、最も大きな割合を占めたのは、自然環境保護区域(zone de protection d'espaces naturels)として指定された地域であった。

各県は、長期整備区域の内部において先買権を行使することのできる主要な権利者であった。

この積極的な政策は、約5,800万フランで1300ha近くの土地を入手することを可能にした。暫定長期整備区域の名目で国により買収された土地、あるいは長期整備区域の名目で県または市町村により買収されたこれらの土地は、それぞれの目的に応じ最終的な整備主体、管理主体に移管された。すなわち、

- － 整備事業実施のために市町村、市町村事務組合(Syndicat de communes)または混成事務組合(Syndicat mixte)へ
- － 自然要保全界域(périmètre sensible)として保護するために沿岸保全機関または県へ
- － 国有林との交換用の代替地のために県へ

ジロンド県、ランド県において長期整備区域の期限が切れたのは1984年である。着手した土地政策を継続することができるように、ジロンド県、ランド県は、県自然環境要保護地税(Taxe Départementale d'Espaces Naturels Sensibles:T.D.E.N.S. 同じく※注1参照)を徴収することができる範囲を全市町村に広げ、また先買いの権利が行使できる区域を次のように決定した。すなわち、

- － ジロンド県にあっては、22の沿岸部の市町村について11,500haの区域。
- － ランド県にあっては、24の沿岸部の市町村について4,838haの区域。
- － ピレネー・アトランテック県にあっては、900haの区域。

※注1

都市計画に関する1985年法は、自然要保全界域(périmètre sensible)の制度を自然環境要保護地(espace naturel sensible)の制度へと再編した。このことにより、県は、県議会の議決により、自然地の取得・整備・保全等に資するため、県の全域について、建物の新築及び増改築に際し不動産全体の価格の2%以下の税率で徴収

される県自然環境要保護地税を課することができるようになり、また県議会は先買区域を定めることができるようになった。先買区域内においては、全ての土地の譲渡及び強制競売が、農地の交換分合の場合を除いて、県の先買権の対象となる。

3) 社会資本の先行整備

1970年に、特務機関が整備計画の策定に取りかかったとき、アキテーヌ州沿岸は、観光客の受入れ施設と同様に、道路、上水道そして殊に下水道のような社会資本の整備が立ち遅れており、以下のような状況にあった。

- － 1970年において、下水浄化施設を有していたのは沿岸部の65の市町村のうち3つの市町村のみであった。これらのうちかなりの数の市町村は、汚染にさらされていたジロンド県、ランド県の内陸湖に注ぐ河川に下水を流していた。
- － 沿岸地域においては、降水量が少ない時期に、上水の供給が途絶える危険性があった。
- － 道路網は幅員に余裕がなかった。
- － ジロンド県、ランド県の沿岸は、その必要を認める市町村によって担当されたいくつかの地区を除いて清掃がなされていなかった。

新たな全ての整備に先行した特務機関の最初の仕事の一つは、沿岸地域に関し次の目的において社会資本関連施設整備の全体的な計画を作成することであった。すなわち、

- － 社会資本関連施設整備の遅れを取り戻し、現状のニーズに対処すること。
- － 予定された整備事業の実現に必要な社会資本を建設しつつ、整備大綱の実施に備えること。

1億650万フランに上る特務機関の財政的な投資は、次のような配分により工事施工主である地方公共団体の責任のもとに、約4億フランと見積もられる事業計画を可能にした。（次頁表2参照）

表 2

(単位：百万フラン)

	事業費	M I A C A 補助金
衛生施設	2 0 3 . 0	4 4 . 9
上水道導水	1 8 . 5	7 . 4
道路	9 8 . 5	1 9 . 4
電話	1 . 9	1 . 9
空港	0 . 5	0 . 5
観光地整備	7 5 . 0	3 2 . 4
計	3 9 7 . 4	1 0 6 . 5

2 整備期間：1975－1988

この期間は、1975年から1984年までと1985年から1988年までの2つの時期に分けることができる。

1) 1975年から1984年まで

特務機関は、整備大綱の目標を尊重しながら、整備計画の実施と自然の保護を同時に実現した。

整備には、特務機関の財政的手段の大部分が動員された。すなわち、新たな7つの観光拠点の着手（ラカノ、オスゴルーカップブルトン、ポールダルブレ、カルカン－モビュイッソン、レージュークラウェイ、モリエッツ、ウルタン・ポーの各協議整備区域※注1参照）、中間所得者層向け宿泊施設（バカンス村、キャンプ場）の極めて重要な開発が行われたのである。

アキテーヌ沿岸の将来の観光整備の真の萌芽である新たな観光拠点の重要性は、計画されたベッド数ではなく、むしろそれらの立地条件、整備概念、管理方法にあり、このような観光拠点がアルカッション湾、バスク地方への観光の過度の集中を是正し、観光によってこの州に真の経済発展をもたらさねばならなかった。

自然保護の政策においては、一方で次のような規制的手段により実施に移された。

- － 都市計画文書の策定（7つの都市整備基本計画－うちジロンド県、ランド県の整備に係るもの5、ピレネー・アトランティック県（バスク地方）の整備に係るもの2－及び93の土地占用計画）
- － 土地政策の実施と各県内における自然要保全区域(*périmètre sensible*)の設置
- － 最も破壊されやすく、かつ最も貴重な自然環境を守るための自然保護区(*réserve naturelle*)の創設

そして他方で、施設整備計画の実現により、自然保護が実施に移された。

- － 沿岸地方自治体における公衆衛生施設の計画
- － 内陸湖空間の整備
- － 沿岸の保全
- － 観光客受入れ施設の計画、内陸湖及び海水浴場の保護計画
- － サイクリング道の整備

特務機関は同様に、アキテーヌ選出の議員や観光の専門家との協議において、州観光の全体的な政策に基礎を置いた内陸部観光についての考察を深めて行った。

※注1 7つの開発拠点における8箇所の協議整備区域の事業着手年月日は以下のとおりであった。

- －1975年12月：ラカノの協議整備区域
- －1975年 9月：オスゴルーカップブルトンの協議整備区域
- －1977年11月：ポールダルブレの第一期協議整備区域
- －1984年 9月：ポールダルブレの第二期協議整備区域
- －1978年11月：カルカン－モブイッソンの協議整備区域
- －1980年 2月：レージュークラウエイの協議整備区域
- －1980年 6月：モリエツツの協議整備区域
- －1980年 6月：ウルタン・ポーの協議整備区域



写真：松林内のサイクリング道



写真： 中庭に面したアパート形式のつくりのポールダupleのバカンス村。バカンス村(village de vacance)とは、敷地内及び附近に余暇施設を備えた宿泊施設群である。ここでは敷地内に、プール、児童向け遊戯施設、フィットネスルーム、サウナ、レストラン、小劇場を備え、附近には、ウインドサーフィンなどの楽しめる旧河川の河口を塞ぎ止めた人工湖（写真下）や9ホールのゴルフコースがある。

2) 1985年から1988年まで

(1) 地方分権化改革の影響

1982年から取り組まれた地方分権化改革により生じて来た一つの問題は、国と州の権限の配分に関連していた。そして結果として特務機関が代表している権限が州当局に移管された。このことにより、州議会が手続き上、特務機関の業務の遂行と国の財政的支援を要求する形になった。

地方分権化後の特務機関の体制については、当初、事業の円滑な推進が考慮され、同様の体制による特務機関の延期が、州議会（1982年7月30日の議決）により、満場一致で承認された。ただし、州が十分な権限を持った地方公共団体となったからには、将来的には州主導による整備が待たれることとなった。

最終的形態に至るまで、とりあえず州議会は、特務機関の執行機関に州議会代表を入れてもらうよう要求した。

1984年6月30日のデクレは、執行機関の構成メンバーを変更し、計画契約（*contrat de plan*、国と州がそれぞれの事業計画の整合性を保障し、共同でそれらの達成にあたるために5箇年の期間で結ぶ契約）の準備に必要な期間である6箇月間、旧体制を延期した。

国から州への権限委譲に伴い1984年中に行われた協議の結果、国とアキテーヌ州間で承認された総合的な契約である国－州間の第9次計画契約の変更契約の形で補足的契約を締結することとなった。この変更契約は、1984年12月12日に締結された。

なお、特務機関は地方分権化改革に伴い、国の個別補助金が廃止され、建設整備費総合交付金(D.G.E.)に総合化されたものについては、当然に助成額から削除した。1985年4月19日のデクレは、州が特務機関の執行部に代表を送る新体制の整備特務機関（ここには州議会議長と州議会の5名の議員が加わるようになった）を創設した。そして当特務機関の活動の終了日は、1988年12月31日と定められた。

(2) 整備継続のための優先順位

アキテーヌ沿岸地域の整備継続のための第9次計画契約における優先順位は、二つの根本的な方向づけの枠組みの中で明記されている。すなわち、

常に増加する観光客に対応するための宿泊許容量を増やすことに関する第一の方向づけは、年間延べ3,000万日を越す観光客を受入れることができることを目的としていた。この目的を達するため、3つの事項が当計画契約に盛り込まれた。

- ・既に着手されている優先順位の高い整備事業を継続実施すること
- ・中間所得者層向けの観光の発展に関する政策に取り組むこと
- ・伝統的な沿岸観光拠点の高価値化の計画を早急に準備し、それに取り組むこと

第二の方向づけは、自然空間の保護と人々への開放とを漸次進めて行くことに関するものである。

この第二の方向づけに関しては、次の4つの主要な計画が取り上げられた。

- ・ 安全性、観光客の誘致、自然環境保護の改善をめざした内陸湖岸及び大西洋岸の海水浴場の保護と開放。
- ・ 自然保護区及び破壊されやすい自然環境を有する地域の保全と開放。
- ・ ランド・ガスコーニュ州立自然公園に関して、沿岸部を訪れた観光客が当公園を訪れるようにすること。また内陸部発見の観光ルートを開発したり、簡易な宿泊施設・余暇施設を開発したりすることにより観光客へのよりよい開放をめざすこと。
- ・ 沿岸部におけるサイクリング道の全州的なネットワークの実現をめざすこと。

3) 整備主要単位における整備の開始

整備主要単位における整備事業は、整備大綱を尊重しつつ、次のような基本的な考え方に立って行われた。

- － 地方公共団体は工事施工主であり、この資格において地方公共団体は整備進行における政治的、財政的責任を有している。
- － 事業は、協議整備区域 (Zone d'Aménagement Concerté: Z.A.C.) の手続きのもとで計画及び整備規則を遵守しながら、予算と公共事業の枠内において実施する。(協議整備区域については、P 27、4) (1) ②カップブルトンにおける協議整備区域による沿岸地域整備 参照)
- － 既存の市街地への接ぎ木 (greffe) の政策は継続され、新たな整備地区を形成する“開発の芽” (germes de développement) に独自の価値を与える。そして協議整備区域における公共施設の整備計画は、市街地の拡大により市町村内に生じる新たなニーズに対応することを可能とする協議整備区域以外の計画により補完される。
- － 周辺環境との同化は、質の高い都市化や小規模の村の形態での観光客用宿泊施設の整備を進める上で、また地域産出の資材、特に木材、レンガを最大限に使用する上で好都合である。

協議整備区域及び同区域外の社会資本整備のための投資は、部分的には開発業者に課される不動産負担金 (charge foncière) で賄われ、その他は国及び地方公共団体等が負担した。

国は特務機関の予算を通じて、前述のとおり約4億フランの事業計画に対し1億650万フランを負担した。地方公共団体と開発業者 (不動産負担金) は、ほぼ同額を負担した。

地方公共団体は、また第2次的施設計画の実現のため、整備会社の債務を保証したり、地方公共団体直営による協議整備区域の整備において自ら起債を行ったりした。

整備事業が市町村の予算に与える影響調査は、規則的に行われた。これらの調査は、予想される収入と投資計画に絶えず整合性を持たせることにより、予算の均衡を図ることを可能にした。

公共事業及び個人の住宅建築等に関し、都市計画・建築制限の規則を遵守させたのは、特務機関により任命されかつ雇われた主任建築士であった。